

令和 5 年

市議会 1 2 月定例会議案

(追 加 分)

知 立 市

令和 5 年市議会 1 2 月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
環 境	報告第 1 1 号	専決処分の報告について（人身事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
	議案第 6 0 号	令和 5 年度知立市一般会計補正予算（第 8 号）

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

人身事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 4 号）

（専決処分書別紙）

令和 5 年 1 2 月 2 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

人身事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金282,408円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和5年8月23日 午後5時30分頃
 - (2) 発生場所 知立市昭和4丁目12番地 昭和3号公園
 - (3) 経 過 環境課職員が、公園内の不燃物・資源ごみ集積所においてごみの分別作業中にガラス製のコップを移し替えた際、分別用のかごに入っていた別のごみに当該コップが当たって割れ、その破片が相手方の右足つま先部分に当たり、負傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 右第3趾の挫傷による治療費53,305円、文書料20,900円、通院交通費1,803円及び慰謝料206,400円の合計282,408円
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和5年12月13日

知立市長 林 郁 夫

